

答申第 294 号

平成 18 年 2 月 8 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 10 月 1 日付けで諮問された県立学校休暇取得状況調査に係る調査票等一部非公開の件（諮問第 312 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 12 年 11 月に実施した県立学校休暇取得状況調査における特定の県立高等学校に係る調査票のうち、調査票の備考欄に記載された情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成 12 年 11 月に実施した県立学校休暇取得状況調査における特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）に係る調査票及び課題事項・問題事項（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成 16 年 9 月 3 日付けで一部非公開とした処分のうち、次に掲げる部分の公開を求める、というものである。

ア 調査票の備考欄に記載された情報（以下「本件備考欄」という。）

イ 課題事項・問題事項の内容（以下「本件課題事項等」という。）

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書は、教育公務員特例法第 20 条第 2 項に基づく、職務専念義務免除による県立高等学校教員の研修に関するものである。したがって、地方公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に当たるので、本件備考欄及び本件課題事項等は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号ただし書ウに該当する。

イ 本件課題事項等は、人事管理事務や公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるものではない。教員の研修と人事管理や円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれとの間に因果関係は認められず、本件課題事項等は、条例第 5 条第 4 号に該当しない。

3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、県立学校休暇取得状況調査における本件高校に係る調査票及び課題事項・問題事項である。

(2) 一部非公開部分について

ア 条例第 5 条第 1 号該当性について

(ア) 本件備考欄は、本件高校の個々の教員の年次休暇の具体的な理由及び取得状況、心身の状況並びに療養休暇及び職務専念義務免除の具体的な理由が記載されており、本件備考欄を公開すると、個人の権利利益を害するおそれが生じることとなるため、条例第 5 条第 1 号に該当する。

(イ) 本件課題事項等についても、本件高校の個々の教員の内心、病気等が記載されている部分があり、本件課題事項等を公開すると、個人の権利利益を害するおそれが生じることとなるため、同号に該当する。

イ 条例第 5 条第 4 号該当性について

本件課題事項等は、本件高校の校長が、自らの学校において特に問題となっている事項についての自分の意見を、個々の教員に対する評価等にも触れながら記載したものであり、本件課題事項等を公開すると、本件高校の校長と教育委員会との信頼関係を損ね、今後、同種の調査を行うことを困難にするおそれがある。

したがって、本件課題事項等は、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、条例第 5 条第 4 号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書のうち、調査票には、個人名が記載されていないため、本件備考欄は、特定の個人が識別され得るとはいえず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 本件課題事項等のうち、特定の教員の在校年数等について記載された部分(以下「本件在校年数」という。)については、過去及び現在の本件高校の学校要覧等と照合することにより特定の教員が識別され得るため、同号本文に該当すると判断する。

本件課題事項等に記載された本件在校年数以外の情報については、特定の個人が識別され得るとはいえず、また、実施機関は、本件高校の個々の教員の内心、病気等が記載されている部分があり、これらを公開すると、個人の権利利益を害するおそれが生じることとなると説明しているが、個々の教員の心情の吐露や詳細な病状が記載されているわけではなく、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされているが、本件在校年数は、公務員の職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、同号ただ

し書ウに該当すると判断する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 当審査会が、本件課題事項等の内容を確認したところ、その内容は、本件高校の校長が、自らの学校において特に問題となっている事項について、自分の意見を、個々の教員に対する評価等にも触れながら記載したものであることが認められるので、本件課題事項等を公開した場合、本件高校の校長と教育委員会との信頼関係を損ね、今後同種の調査を行うことを困難にするおそれがあると解される。

したがって、本件在校年数を含めた本件課題事項等は、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、条例第5条第4号に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 10 月 4 日	諮問書を受理
10 月 6 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 24 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 26 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 3 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 17 年 10 月 11 日 (第 49 回部会)	審議
11 月 2 日 (第 50 回部会)	審議
11 月 16 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 26 日 (第 51 回部会)	審議
平成 18 年 1 月 17 日 (第 52 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成18年2月8日現在)(五十音順)